

屋外広告物部会について

位置付け

- ・ 平成 27 年までは景観総合審議会において屋外広告物に関する検討等を行っていたが、屋外広告物施策の取組みをより機動的に進めていくため、平成 29 年度より屋外広告物部会で審議を行ってきた【杜の都の風土を育む景観条例 27 条 8 項】

屋外広告物部会の審議事項

- ① 屋外広告物に係る許可の基準について【屋外広告物条例第 10 条第 1 項】
- ② 屋外広告物の表示または設置が許可の基準に適合しない場合において、市長が特に必要と認めて行う許可について【屋外広告物条例第 10 条第 2 項】
- ③ 禁止地域・禁止物件の規定にかかわらず市長が特に必要と認めて行う許可について【屋外広告物条例第 12 条】
- ④ 屋外広告物ガイドライン及び表彰制度について
- ⑤ その他屋外広告物に関する事項について



特例許可の例（地下鉄泉中央駅 駅前広場におけるエリアマネジメント広告）

審議事項の進め方

- ・ ①について
屋外広告物部会の意見を聴いたうえで景観総合審議会に諮る。
- ・ ②、③、④について
屋外広告物部会の意見を景観総合審議会の意見とし、審議結果について景観総合審議会へ報告する。
- ・ ⑤について
屋外広告物部会の意見を景観総合審議会の意見とすることを基本とする。内容によっては屋外広告物部会の意見を聴いたうえで景観総合審議会に諮る。